

県土第28-41号
令和6年6月25日

関係所長 様
関係課長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

建設工事請負契約書第30条第4項ただし書の運用について

このことについて、令和5年3月22日付事務連絡「建設工事請負契約書第29条第4項ただし書きの運用について」により建設工事請負契約書第29条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、同条第4項ただし書の規定により、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとしているところであるが、令和6年6月14日付け県土第03-48号「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱の一部改正について（通知）」により、建設工事請負契約書の条項が改正されることから、当該契約書の引用に条ずれ（第29条が第30条に変更）が生じたため、所要の改定を行うものである。

特記仕様書で定める「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」は、下記のとおりとする。

なお、令和5年3月22日付事務連絡「建設工事請負契約書第29条第4項ただし書きの運用について」は廃止する。

記

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業を含む。）の対象工事
- 2 発注者が災害復旧工事として発注する工事（関連工事を含む。）
- 3 営繕工事であって、建設工事請負契約書第30条第4項ただし書の規定の適用を受けることを明示した工事

4 発災直後の災害応急対策等であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示^{※1}により対応する工事

※1 建設工事請負契約書第30条第4項ただし書の規定の適用を受ける工事であることを事後的に確認することを可能とするため、発注者から受注者に対し指示を行ったことがわかる書面を保管することとする。なお、同書面には、4の工事において、災害応急対策又は災害復旧に関する工事とは認められない工事については、建設工事請負契約書第30条第4項ただし書が適用されない旨を明記すること。

以上の定めに記載がない事項については、本庁担当事業課と協議すること。

附 則

この通知は、令和6年7月1日以降起案かかる案件から適用する。

事務担当
県土整備部 技術管理課
技術管理・DX推進班 岡田、登立
TEL：059-224-2918
FAX：059-224-3290